

茨木市職員の懲戒等処分の指針

平成18年9月1日 市長決定
平成20年12月8日 (一部改訂)
平成24年6月1日 (一部改訂)
平成27年4月1日 (一部改訂)
平成31年2月6日 (一部改訂)
令和2年6月1日 (一部改訂)

第1 懲戒等処分の趣旨

全体の奉仕者としてふさわしくない非行、義務違反に対し、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持するため、地方公務員法において、懲戒処分の制度が規定されています。

職員が次のいずれかに該当する場合には、懲戒処分として「戒告」、「減給」、「停職」又は「免職」の処分を行うことができることとしています。(法第29条第1項)

- ① 地方公務員法等やこれに基づく条例・規則・規程に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

※ 懲戒処分の種類

戒告 規律違反の責任を確認し、将来を戒める処分

減給 6か月以下の期間、給料を一定の割合(給料月額10分の1以下)を減額して支給する処分

停職 6か月以下の期間、懲罰として職務に従事させない処分

免職 懲罰として職員の身分を失わせる処分

また、茨木市では、地方公務員法に基づく懲戒処分を行うまでには至らない非違行為を行った職員に対して、反省を促し、将来に向かって努力するよう「厳重訓告」、「訓告」、「厳重注意」及び「注意」の処分を文書又は口頭で行うこととしています。

第2 懲戒処分の基準

1 基本事項

この基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものです。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、状況及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮した上で、判断するものとします。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得ます。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき

⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

があります。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

があります。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考として判断するものとします。

2 標準例

(1) 一般服務関係

ア 欠勤

(ア) 正当な理由なく7日以内の間勤務を欠いた職員 減給又は戒告

(イ) 正当な理由なく8日以上14日以内の間勤務を欠いた職員 停職又は減給

(ウ) 正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた職員 免職又は停職

イ 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員 戒告

ウ 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員 減給又は戒告

エ 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員 減給又は戒告

オ 職場内秩序を乱す行為

(ア) 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員 停職又は減給

この場合において、犯罪性の高い暴行を働いた職員 免職又は停職

- (イ) 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員 減給又は戒告
- カ 虚偽報告
 - 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員 減給又は戒告
- キ 違法な職員団体活動
 - (ア) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員 減給又は戒告
 - (イ) 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員 免職又は停職
- ク 秘密漏えい
 - (ア) 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 免職又は停職
 - この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員 免職
 - (イ) 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 停職、減給又は戒告
- ケ 政治的目的を有する文書の配布
 - 政治的目的を有する文書を配布した職員 戒告
- コ 兼業の承認等を得る手続の怠り
 - 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員 減給又は戒告
- サ 入札談合等に関与する行為
 - 市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員 免職又は停職
- シ 個人の秘密情報の目的外収集
 - その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員 減給又は戒告
- ス 公文書の不適正な取扱い
 - (ア) 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員 免職又は停職
 - (イ) 決裁文書を改ざんした職員 免職又は停職
 - (ウ) 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員 停職、減給又は戒告
- セ セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

(ア) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員 免職又は停職

(イ) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員 停職又は減給

この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 免職又は停職

(ウ) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員 減給又は戒告

ソ パワー・ハラスメント

(ア) パワー・ハラスメント（職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱（令和2年6月1日実施）第2に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員 停職、減給又は戒告

(イ) パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員 停職又は減給

(ウ) パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員 免職、停職又は減給

（注）セ及びソに関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

タ 収賄、供応

(ア) 職務に関して、賄賂を受け取り、又はその要求や約束をした職員 免職

(イ) 職務に関して、業者等から供応、接待などを受けた職員 免職、停職、減給又は戒告

(2) 公金公用物取扱い関係

ア 横領

公金又は公用物を横領した職員 免職

イ 窃取

公金又は公用物を窃取した職員 免職

ウ 詐取

人を欺いて公金又は公用物を交付させた職員 免職

エ 紛失

公金又は公用物を紛失した職員 戒告

オ 盗難

重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭った職員 戒告

- カ 公用物損壊
故意に職場において公用物を損壊した職員 減給又は戒告
- キ 失火
過失により職場において公用物の出火を引き起こした職員 戒告
- ク 諸給与の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員 減給又は戒告
- ケ 公金公用物処理不適正
自己保管中の公金の流用等公金又は公用物の不適正な処理をした職員 減給又は戒告
- コ コンピュータの不適正使用
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員 減給又は戒告

(3) 公務外非行関係

- ア 放火
放火をした職員 免職
- イ 殺人
人を殺した職員 免職
- ウ 傷害
人の身体を傷害した職員 停職又は減給
- エ 暴行・けんか
人の身体を傷害するに至らない暴行を加え、又はけんかをした職員 減給又は戒告
- オ 器物損壊
故意に他人の物を損壊した職員 減給又は戒告
- カ 横領
(ア) 自己の占有する他人の物を横領した職員 免職又は停職
(イ) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員 減給又は戒告
- キ 窃盗・強盗
(ア) 他人の財物を窃取した職員 免職又は停職
(イ) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員 免職
- ク 詐欺・恐喝
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員 免職又は停職
- ケ 賭博
(ア) 賭博をした職員 減給又は戒告
(イ) 常習として賭博をした職員 免職又は停職
- コ 麻薬等の所持等
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員

免職

サ 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員 減給又は戒告

シ 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員 免職又は停職

ス 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員 停職又は減給

セ 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員 停職又は減給

(4) 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

ア 飲酒運転

(ア) 酒酔い運転をした職員 免職又は停職

この場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員 免職

(イ) 酒気帯び運転をした職員 免職、停職又は減給

この場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員 免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員 免職）

(ウ) 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した職員 免職、停職、減給又は戒告（当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して判断する。）

イ 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

(ア) 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員 免職、停職又は減給

この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員 免職又は停職

(イ) 人に傷害を負わせた職員 停職、減給又は戒告

この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員 免職、停職又は減給

ウ 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員 停職、減給又は戒告

この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員 停職又は減給

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

(5) 監督責任関係

ア 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員 減給又は戒告

イ 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員 停職又は減給

3 内部通報及び告発

(1) 非違行為の事実を通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとします。

(2) 職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、告発又は告訴を行います。

第3 懲戒等処分を受けた場合の給与処遇

1 「免職」の退職手当の取扱い

免職の場合には、退職手当の全部又は一部が支給されません。

2 「停職」の給与・退職手当の取扱い

停職期間中は、給与は支給されません。期末・勤勉手当は、基準日において停職中である場合には支給されません。

停職期間は、期末・勤勉手当の算定に係る在職・勤務期間から除かれるほか、その2分の1の月数が退職手当の算定に係る期間から除かれます。

3 昇給号給の減

懲戒等処分を、昇給日以前1年以内に受けた場合には、当該昇給の際に、懲戒等処分がなかったとして決定された昇給号給から次の号給を減じます。この場合において、減じる号給数がゼロ以下となる場合には、昇給しないものとします。

処 分		減じる号給
停 職		4号給
減 給	6か月	4号給
	6か月未満	3号給
戒 告		2号給
嚴重訓告		1号給

4 勤勉手当の取扱い

懲戒等処分を、勤勉手当の基準日以前6か月以内に受けた場合には、期末勤勉手当支給規則別表第2に掲げる勤務成績の区分を次のとおり下位に引き下げます。ただし、引き下げ後の最下位は、「良好でない」とします。

処 分	勤務成績区分
停職、減給又は戒告	2または3段階
嚴重訓告	1段階

第4 懲戒処分の公表基準

1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとします。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとします。なお、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、個人が識別される内容のものであっても、公表する場合があります。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でない認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとします。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとします。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとします。

5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとします。

6 その他

この基準は懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをする場合もあります。

標準例一覧

事由		免職	停職	減給	戒告
（１） 一般 服 務 関 係	ア 欠勤				
	（ア） 7日以内			●	●
	（イ） 8日以上14日以内		●	●	
	（ウ） 15日以上	●	●		
	イ 遅刻・早退				●
	ウ 休暇の虚偽申請			●	●
	エ 勤務態度不良			●	●
	オ 職場内秩序を乱す行為				
	（ア） 暴行		●	●	
	（イ） 暴言			●	●
	カ 虚偽報告			●	●
	キ 違法な職員団体活動				
	（ア） 単純参加			●	●
	（イ） あおり・そそのかし	●	●		
	ク 秘密漏えい				
	（ア） 故意の秘密漏えい	●	●		
	自己の不正な利益を図る目的	●			
	（イ） 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	ケ 政治的目的を有する文書の配布				●
	コ 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
	サ 入札談合等に関与する行為	●	●		
	シ 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	ス 公文書の不適正な取扱い				
	（ア） 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄	●	●		
	（イ） 決裁文書の改ざん	●	●		
	（ウ） 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		●	●	●
セ セクシュアル・ハラスメント					
（ア） 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●			
（イ） 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し		●	●		
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●			
（ウ） 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し			●	●	
ソ パワー・ハラスメント					
（ア） 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●	
（イ） 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●		
（ウ） 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●		
タ 収賄、供応					
（ア） 職務に関して、賄賂を受け取り、又はその要求や約束をした職員	●				
（イ） 職務に関して、業者等から供応、接待などを受けた職員	●	●	●	●	
（２） 物 取 扱 い 関 係	ア 横領	●			
	イ 窃取	●			
	ウ 詐取	●			
	エ 紛失				●

事由		免職	停職	減給	戒告
物 取 扱 い 関 係	オ 盗難				●
	カ 官物損壊			●	●
	キ 失火				●
	ク 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	ケ 公金公用物処理不適正			●	●
	コ コンピュータの不適正使用			●	●
(3) 公 務 外 非 行 関 係	ア 放火	●			
	イ 殺人	●			
	ウ 傷害		●	●	
	エ 暴行・けんか			●	●
	オ 器物損壊			●	●
	カ 横領				
	(ア) 横領	●	●		
	(イ) 遺失物等横領			●	●
	キ 窃盗・強盗				
	(ア) 窃盗	●	●		
	(イ) 強盗	●			
	ク 詐欺・恐喝	●	●		
	ケ 賭博				
	(ア) 賭博			●	●
(イ) 常習賭博		●			
コ 麻薬等の所持等	●				
サ 酩酊による粗野な言動等			●	●	
シ 淫行	●	●			
ス 痴漢行為		●	●		
セ 盗撮行為		●	●		
(4) 飲 酒 運 転 ・ 交 通 事 故 ・ 交 通 法 規 違 反	ア 飲酒運転				
	(ア) 酒酔い	●	●		
	人身事故あり	●			
	(イ) 酒気帯び	●	●	●	
	人身事故あり	●	●		
	措置義務違反あり	●			
	(ウ) 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等 ※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定	●	●	●	●
	イ 飲酒運転以外での人身事故				
	(ア) 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
	措置義務違反あり	●	●		
(イ) 傷害			●	●	
措置義務違反あり		●	●		
ウ 飲酒運転以外の交通法規違反					
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●	
物損・措置義務違反あり		●	●		
(5) 監 督 責 任	ア 指導監督不適正			●	●
	イ 非行の隠ぺい、黙認		●	●	